



栃木県公報

平成27年
6月16日(火)
第2690号

目次

告 示

- 木材業者の登録..... 575
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定に係る変更..... 575
- 臨時種畜検査の実施..... 576

公 告

- 土地改良区役員の退就任..... 576
- 開発行為の工事完了..... 577

監 査 委 員

- 監査の結果に基づく措置状況の公表..... 577

告 示

栃木県告示第309号

栃木県木材業者登録条例（昭和32年栃木県条例第39号）第5条第2項の規定により、次の者に木材業者登録証を交付したので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年 6月16日

栃木県知事 福田 富 一

登 録 年 月 日	登録 番号	氏 名 〔法人にあって は、その名称及 び代表者の氏名〕	住 所 〔法人にあって は、主たる事 務所の所在地〕	営 業 所 又 は 工 場		業 務 の 態 様		
				名 称	所 在 地	素 材	製 材	特 殊 用 材
平成27年 5月15日	3132	株式会社カナメ産業 代表取締役 渡邊 勝幸	日光市山口777- 1	株式会社カナメ産業	左記の住 所に同じ	○		
平成27年 5月25日	6306	株式会社菱樹造林 代表取締役 蓼沼 恒男	佐野市岩崎町1178	株式会社菱樹造林	左記の住 所に同じ	○		
平成27年 5月26日	5172	株式会社ニューナス 代表取締役 中野 光	那須塩原市鳥野目 330-1	株式会社ニューナス	左記の住 所に同じ			○

(林業振興課)

栃木県告示第310号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第19条の規定により指定医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第24条の規定により公示する。

平成27年 6月16日

栃木県知事 福田 富 一

病院又は診療所

名称	所在地	開設者名	変更年月日
医療法人社団東寿会佐藤医院 (医療法人東寿会佐藤医院)	那珂川町小川2960-1	医療法人社団東寿会佐藤医院	平成27年5月20日

※表中の()内は変更前のもの

(健康増進課)

栃木県告示第311号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号に規定する臨時種畜検査を実施するので、家畜改良増殖法施行規則(昭和25年農林省令第96号)第2条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成27年6月16日

栃木県知事 福田 富一

検査日時		検査場所
月日	時刻	
7月6日(月)	午前10時	那須塩原市

(畜産振興課)

公 告

○土地改良区役員の退就任

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成27年6月16日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住所	退任年月日	就任年月日
富屋西部土地改良区	理事	入江 利長	入江 利長	宇都宮市徳次郎町1793	27.5.31	27.6.1
	〃	森田 政一	森田 政一	〃 〃 1869-1	〃	〃
	〃	舘野 秀和	舘野 秀和	〃 〃 1773	〃	〃
	〃	入江 胖	入江 胖	〃 〃 1914	〃	〃
	〃	岩本 寿	岩本 寿	〃 〃 1878	〃	〃
	〃	池田 茂作	池田 茂作	〃 〃 1800	〃	〃
	〃	大房 寿男	大房 寿男	〃 〃 1901	〃	〃
	〃	福田 恒夫	福田 恒夫	〃 〃 1399	〃	〃
	〃	池田 芳久	池田 芳久	〃 〃 1199	〃	〃
	〃	池田 保夫	池田 保夫	〃 〃 1201	〃	〃
	〃	池田 茂夫	池田 茂夫	〃 〃 1188	〃	〃
	〃	床井 康一	床井 康一	〃 〃 1220	〃	〃
	監事	城野 治	城野 治	〃 〃 1572	〃	〃

監 事	池田 平	池田 平	宇都宮市徳次郎町1181	27.5.31	27.6.1
〃	岩本 哲	岩本 哲	〃 〃 1879	〃	〃

(農地整備課)

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年6月16日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
河内郡上三川町大字多功字堀込282番1	河内郡上三川町しらさぎ二丁目33番地13ミウ・プリマヴェーラ206	梅 山 繁 志 梅 山 佳 子
下都賀郡壬生町大字安塚字南原1038番1の一部、1038番2	小山市宮本町三丁目12番13号グランドハイツ宮本町206	西 島 慶 太
下都賀郡壬生町大字壬生甲字車塚3196番1の一部	栃木市大宮町2607番地13	伏 木 美 紀 伏 木 武
真岡市田島1508番1	真岡市田島1508番地8	鹿 沼 寛 生
真岡市寺内字大野原1181番4	小山市花垣町一丁目11番15号ブライトン14 201号	荒 木 佳 子 荒 木 孝 博
真岡市粕田761番1	真岡市粕田578番地	石 井 真 介 石 井 彩 加
真岡市西田井字東原1番175、1番247	真岡市西田井1番地175	和 久 マキ子
真岡市西田井字東原1番176、1番246	真岡市西田井1番地175	和 久 智 一
真岡市物井字下物井5023番1	真岡市物井2882番地	保 坂 一 郎
芳賀郡芳賀町大字西水沼字野元西973番6	宇都宮市ゆいの杜七丁目6番19号embellir II 105号室	阿久津 大 介
(第1工区) 塩谷郡塩谷町大字上沢字黒岩697番1、697番2、697番3、697番4、697番5、697番6の各一部、字黒岩下698番1、698番2、698番3、698番4、698番1地先の各一部 (開発行為に関する工事) 塩谷郡塩谷町大字上沢字黒岩下698番4地先	埼玉県行田市藤原町一丁目14番地1	株式会社ショーワ

(都市計画課)

監 査 委 員

栃木県監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、栃木県知事及び栃木県教育委員会から、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年6月16日

栃木県監査委員 阿 部 寿 一

栃木県監査委員 金子 裕
同 金井 弘 行
同 石崎 均

監査の結果の措置状況

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果	講じた措置
宇都宮土木事務所	平成27年1月30日	工事事務のうち、安全な川づくり事業費（補助）に係る堤防工事の設計積算において、共通仮設費率及び現場管理費の補正に当たり、市街地補正区分の適用誤りにより、設計額が過小となっているものが1件357千円あった。	今後、同種工事の設計積算に当たっては、共通仮設費率及び現場管理費の補正を適正に計上すべく、現地状況の把握を十分に行うとともに、きめ細かな検算の実施、チェック体制の強化を図るなど再発防止に努めます。
大田原土木事務所	平成26年12月19日	工事事務のうち、快適な道づくり事業費（補助）に係る道路改良工事の設計積算において、コンクリート工の養生について、養生条件を誤ったことにより、設計額が過小となっているものが1件1,113千円あった。	設計積算に当たっては、現場条件に合致した積算条件を適用すべく、適用条件の明確化、チェック体制の改善など適正な事務執行に努めます。
		工事事務のうち、快適な道づくり事業費（補助）に係る道路改良工事の設計積算において、共通仮設費率及び現場管理費の補正に当たり、市街地補正区分の適用誤りにより、設計額が過小となっているものが1件892千円あった。	設計積算に当たっては、現場条件に合致した共通仮設費率及び現場管理費の補正を行うべく、積算に関する質疑体制の活用、チェック体制の改善など適正な事務執行に努めます。
		工事事務のうち、道路保全事業費（補助）に係る橋梁補修工事の設計積算において、現場溶接工を昼間工事で実施しているにもかかわらず、夜間工事で積算していたため、設計額が過大となっているものが1件1,123千円あった。	当初設計積算はもとより、変更設計積算に当たっては、きめ細やかな検算の実施、チェック体制の改善など適正な事務執行に努めます。
烏山土木事務所	平成27年1月9日	委託事務のうち、砂防施設づくり事業費（補助）に係る地すべり調査業務委託の設計積算において、単価の適用日を誤ったため、設計額が過小となっているものが1件126千円あった。	設計積算に当たっては、電算システムに新たに搭載された単価適用日の自動チェック機能を活用するとともに、検算チェック体制をより強化し再発防止に努めます。
安足教育事務所	平成27年1月27日	給与事務のうち、勤勉手当において、勤務期間の算定に当たり傷病休暇の除算を誤ったため、支給不足となっているものが1件59,777円あった。	支給不足分については、速やかに追給処理を行いました。今後は、各小中学校事務担当者に対して、研修会、事務指導等で周知徹底するとともに、当所にお

			いては、複数職員による審査・確認のチェックをなお一層徹底し、適切な事務執行に努めます。
宇都宮白楊高等学校	平成27年 2月16日	給与事務のうち、期末手当において、除算期間に含まれない育児部分休業を除算したことから、支給不足となっているものが1件108,009円あった。	支給不足分については、速やかに追給処理を行いました。今後は、事務担当者及び出納員による相互チェックを徹底するなど、適正な事務執行に努めます。
さくら清修高等学校	平成27年 2月16日	給与事務のうち、通勤手当において、特別休暇等により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しなかった期間の手当を支給したため、過支給となっているものが1件78,150円あった。	過支給分については、返納処理を行いました。今後は、点検表を作成し、事務担当者及び出納員による相互チェックを徹底するなど、適正な事務執行に努めます。
聾学校	平成27年 2月16日	給与事務のうち、期末手当において、除算期間に含まれない介護休暇を除算したことから、支給不足となっているものが1件282,394円あった。	支給不足分については、速やかに追給処理を行いました。今後は、事務担当者及び出納員による相互チェックをなお一層徹底して、給与事務の適正な事務執行に努めます。